

(別紙) 見積徴収及び契約業者決定等要領

1 趣旨

本業務の委託に係る契約は、見積徴収により決定します。本件見積徴収は、令和8年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、見積徴収の効力が生じます。

2 業務の詳細

業務の詳細は、別添仕様書のとおりです。

3 見積書記載事項等

(1) 見積参加者は、見積書(任意の様式)を指定の日時までに持参又は郵送(一般書留又は簡易書留に限り、提出期限必着のこと)により提出してください。

(2) 契約の相手方の決定に当たっては、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、1回当たりの契約希望金額(消費税及び地方消費税込)を見積書に記載してください。

(3) 見積書の宛先は「香川県広域水道企業団高松ブロック統括センター所長」としてください。

(4) 見積書には、住所(所在地)、商号又は名称、代表者氏名、見積金額、業務名及び見積年月日等を正確に記入し、印鑑を押印の上、提出してください。記入内容を訂正した場合は、訂正箇所には必ず押印してください。ただし、金額の訂正は認められません。

(5) 提出した見積書は、引換え、書換え又は撤回をすることができません。

(6) 見積書は、業務名、仕様等を十分確認の上、作成してください。

(7) 次のいずれかに該当する見積りは、無効とします。

ア 連合その他不正な行為によってなされたと認められるもの

イ 見積書の金額、氏名若しくは印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明であるもの

ウ 見積書の金額を訂正したもの

エ 鉛筆等の容易に訂正可能な筆記用具で記載したもの

4 質問及び回答

質問がある場合には、令和8年3月12日正午までに、質問事項を記載した書面を電子メールまたはファクシミリで13に示す場所に提出してください。

質問に対する回答は、質問締切日翌営業日の16時までにとりまとめて、その内容をファクシミリ又は電子メールで通知します。見積参加者は、当該内容を熟知の上、見積書を提出しなければなりません。

5 参加資格要件を満たすことの誓約

見積書を提出した者は、地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しないことを誓約したものとみなします。

6 見積書提出に当たっての注意事項

見積書は、業務名及び提出期間を確認の上、提出してください。なお、期限後の提出は無効となりますので、御注意ください。

7 契約の相手方の決定方法

見積書の提出後、次により契約の相手方を決定します。

- (1) 見積金額が予定価格の制限の範囲内で、最も安価な見積金額をもって見積もった業者に決定します。
- (2) (1)の場合において、最も安価な見積金額をもって見積もった業者が2者以上あるときは、くじにより決定し、当該見積もり業者に代わって本件の事務に関係しない職員がくじを引くこととします。
- (3) 最も安価な見積金額が予定価格を超えている場合は、再度見積りを行います。この場合、初回の見積りにおいて無効の見積りをした者及び失格となった者は、再度の見積り参加することはできません。
- (4) (3)の場合において、初回の見積りの最低見積金額以上の金額で見積もった者は失格とします。
- (5) 再度見積の結果((6)の場合を除く。)、なお予定価格を超えている場合は、この見積りは不調になりますので、最も安価な見積金額をもって見積もった業者と契約金額等について協議します。
- (6) (5)の場合で最も安価な見積金額をもって見積もった業者が2者以上あるときは、当該2者以上の業者で再度見積りを徴収し、決定します。

8 契約の相手方の決定の取消し

7により行った契約の相手方の決定の取消しについては、次のとおりです。

- (1) 契約予定者が、指定の期日までに契約の締結をしないとき。
- (2) 契約予定者が、不正の見積をしたとき、又は他の者にこれをさせたと認められたとき。
- (3) 見積後、見積資格に欠けていると判明したとき。
- (4) 見積者が自己の責めに帰すべき理由によって、既に締結した他の契約を解除されたとき。
- (5) 見積の取消し請求があったとき。

9 契約について

- (1) 落札者は、契約担当者の指示により、「課税・免税事業者届出書」を速やかに提出してください。
- (2) 次の書類間において相違がある場合の優先順位は、①、②、③の順番とし、これにより難しい場合は、発注者と落札者とが協議して定めるものとします。

① 契約書

② 質問回答書

③ 仕様書

10 電子契約について

契約方法は、書面による契約、又は電子契約のどちらかを選択してください。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を企業団ホームページからダウンロードし、原則、見積書提出期間内に、13 に示すメールアドレスに電子メールで提出してください。その際、メールの件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書（業務名）」としてください。提出期限までに提出がない場合は、書面による契約となります。

電子契約を希望した落札者には、電子契約サービス「クラウドサイン」から契約書案の添付された電子メールが届きますので、速やかに内容を確認し、問題がなければ同意してください。落札者の同意後、企業団側が同意した時点で契約が成立し、お知らせのメールが届きますので、添付されている契約書を保存してください。

電子契約の操作方法等については、企業団ホームページをご参照ください。

【URL】 <https://union.suido-kagawa.lg.jp/soshiki/49/15905.html>

11 契約締結の期限

(1) 書面による契約の場合

契約の相手方となった場合、企業団から契約書案を送付しますので、別途、企業団が指定する期日までに契約を締結してください。

(2) 電子契約の場合

落札者は、企業団から契約書案の送付を受けた日から5日（休日（香川県広域水道企業団の休日を定める条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第4号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。）の日数は、算入しない。）以内に契約の締結に応じなければなりません。この期間内に契約の締結に応じないときは、その落札は無効となります。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することがあります。

12 見積結果の公表

見積徴収の結果（契約金額及び契約予定者）について、公表する場合があります。

13 連絡先及び提出先

〒761-8032 香川県高松市鶴市町 1360

香川県広域水道企業団高松ブロック統括センター 浄水課 御殿浄水場

電話番号 087-861-2920 FAX 番号 087-861-2921

電子メール takamatsu_goten@union.suido-kagawa.lg.jp